

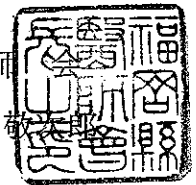
福岡医発第611号(地)

平成15年 6月20日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師

会 長 関 原 敬 太 郎



経過措置期間内の風しんの予防接種の推進について

経過措置期間内の風しんの予防接種につきましては、「生後12月から生後90月に至るまでの間にある者」の他、予防接種法施行令平成6年改正附則第3条の規定により、平成15年9月30日までの経過措置の期間内は「昭和54年4月2日から昭和62年10月1日までの間に生まれた者であって14歳以上の者」が対象者とされております。

今般、この経過措置期間の満了を前に、厚生労働省健康局結核感染症課並びに文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課より接種率の向上に向けた周知協力依頼があった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただき、貴会管下関係医療機関並びに学校医への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

なお、風しんのポスターにつきましては、国立感染症研究所感染症情報センターのホームページ(<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>)に掲載されておりますので、適宜ダウンロードのうえ、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

(地 77)

平成15年6月12日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

経過措置期間内の風しんの予防接種の推進について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、経過措置期間内の風しんの予防接種につきましては、「生後12月から生後90月に至るまでの間にある者」の外、予防接種法施行令平成6年改正附則第3条の規定により、平成15年9月30日までの経過措置の期間内は「昭和54年4月2日から昭和62年10月1日までの間に生まれた者であって14歳以上の者」が対象者とされています。

この経過措置期間の満了を前に、対象年齢層に対する経過措置の周知を行い、接種率の向上に向けて改めて普及啓発に努めることを都道府県に求める通知が、厚生労働省健康局結核感染症課長から、各都道府県衛生主管部（局）長宛になされ、小職に対しても周知協力方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、風しんのポスターにつきましては、国立感染症研究所感染症情報センターのホームページ（<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>）に掲載されておりますので、適宜ダウンロードのうえ、ご活用いただきますようお願いいたします。

健感発第 0529002 号
平成 15 年 5 月 29 日

社団法人 日本医師会
感染症危機管理対策室長
雪 下 國 雄 殿

厚生労働省健康局
結核感染症課長

経過措置期間内の風しんの予防接種の推進について

予防接種の推進につきましては、平素より多大な御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、予防接種法施行令平成 6 年改正附則第 3 条の規定による風しんの予防接種の経過措置の期間について、満了の日が平成 15 年 9 月 30 日と目前に迫ってきているところです。そのため、対象年齢層に対する経過措置の周知を行い、接種率の向上に向けて改めて普及啓発に努められるよう、別添（写）のとおり、都道府県に対し協力量通知したところであります。

つきましては、貴職におかれましても当該の周知に関する趣旨をご理解いただくとともに、各都道府県・群市区医師会への協力要請等、当該事業の円滑な実施について特段のご配慮をお願いいたします。

健感発第 0529001 号

平成 15 年 5 月 29 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局

結核感染症課長

経過措置期間内の風しんの予防接種の推進について

標記については、既に「予防接種法の一部を改正する法律等の施行について」（平成 13 年 11 月 7 日付け健発第 1058 号厚生労働省健康局長通知）により通知されているとおりであり、「生後 12 月から生後 90 月に至るまでの間にある者」の外、予防接種法施行令平成 6 年改正附則第 3 条の規定により、平成 15 年 9 月 30 日までの経過措置の期間内は「昭和 54 年 4 月 2 日から昭和 62 年 10 月 1 日までの間に生まれた者であって 14 歳以上の者」が対象者とされている。

この経過措置期間の満了を前に、対象年齢層に対する経過措置の周知を行い、接種率の向上に向けて改めて普及啓発に努められるよう、都道府県におかれては、管内市区町村に対する指導方お願いする。

事 務 連 絡
平成 1 5 年 5 月 2 9 日

各都道府県予防接種担当者 様

厚生労働省健康局
結核感染症課予防接種係

経過措置内の風しんの予防接種の推進について（依頼）

予防接種行政の推進につきましては、平素より多大な御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、同封の平成 1 5 年 5 月 2 9 日健感発第 0 5 2 9 0 0 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知をもってお願いをしているところです。

既に広報を進めていただいている市区町村も多いと思われますが、別添ポスターについて、厚生労働省のホームページからリンクされている国立感染症研究所感染症情報センターのホームページ「<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>」に掲載されておりますので、適宜ダウンロードされ、ご参考としていただけますよう周知をお願いいたします。

担 当
厚生労働省健康局結核感染症課
小泉・藤川
電話 0 3 (5 2 5 3) 1 1 1 1
(内線 2383・2385)
FAX 0 3 (3 5 8 1) 6 2 5 1

1 なぜ、風しんの予防接種を受けた方がいいの？

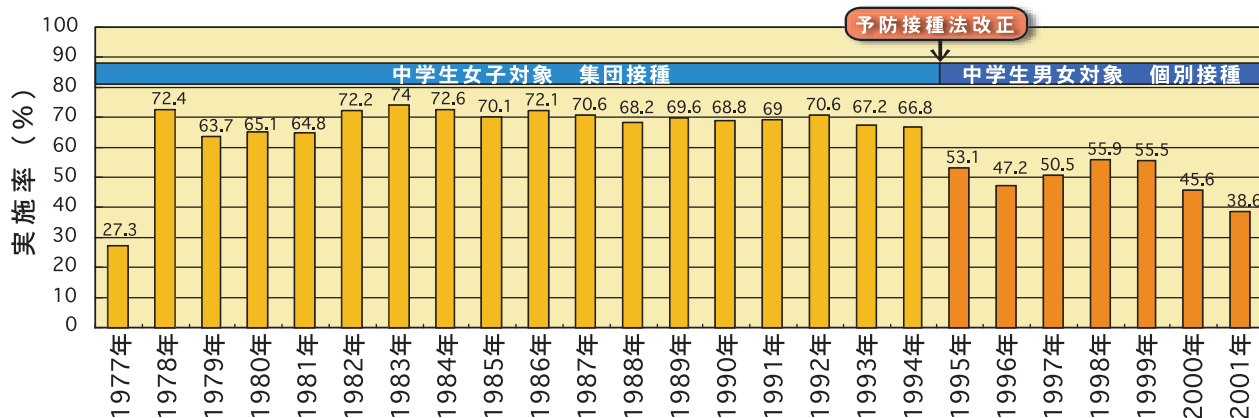
妊娠初期の女性が風疹にかかると、先天性風疹症候群の赤ちゃんが生まれる可能性が高いと言われています。妊娠中の女性でなくても、かかると稀に血小板減少性紫斑病や脳炎という重い合併症を併発することがあります。

また、大人は子供より重症になる場合が多いと言われています。



中学生の接種率が低いことが問題になっています。

中学生に対する風しんワクチン実施率（1977～2001年）（厚生労働省）



2 風疹とはどんな病気？

風疹ウイルスに感染してから14～21日の潜伏期間の後、発熱とともに全身に淡い発疹が出現します。通常3日程度で消失し、麻疹（はしか）のように発疹のあとが長く残ることはありません。一般に三日ばしかとも呼ばれている病気です。発熱は麻疹のように高熱が続くことは少なく微熱程度で終わることも多くあります。またその他の症状としては耳の後ろや頸部あるいは後頭下部のリンパ節が腫れることも特徴です。通常は数日で治癒する病気ですが、稀には、1.に挙げたような重篤な合併症を併発することがあります。また、感染しても症状を表さない人が約15%存在するといわれており、発熱、発疹、リンパ節腫脹がすべてそろわない場合もありますので注意が必要です。

3 妊娠中の女性が風しんに罹患した場合どうなるの？

妊娠初期の女性が風疹に罹患すると、風疹ウイルスが胎盤を介して胎児に感染し、出生児が先天性風疹症候群という病気を発生することがあります。

4 先天性風疹症候群とはどんな病気？

妊娠中の感染時期により重症度、症状が異なりますが、妊娠2カ月以内の女性が風疹にかかると、赤ちゃんは白内障、先天性の心臓病、難聴の2つ以上を持って生まれてくることが多いと言われています。妊娠3～5カ月に感染した場合でも難聴が多くみられます。その他、子宮内での発育が遅い、網膜の病気、緑内障、小頭症、髄膜炎、精神運動発達に遅れがある、肝臓や脾臓が腫れる、血小板減少性紫斑病などといった症状が赤ちゃんに認められる場合があります。

5 先天性風疹症候群を予防するにはどうしたらいいの？

個人的には女性がワクチンによって風疹に対する免疫を獲得することですが、日本全体で風疹を予防するには男女共が風しんワクチンを接種し、接種率を上げることによって風疹の流行そのものを抑制し、妊娠中の女性が風疹ウイルスに曝露されないようにすることが重要です。

国立感染症研究所 感染症情報センター

〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1

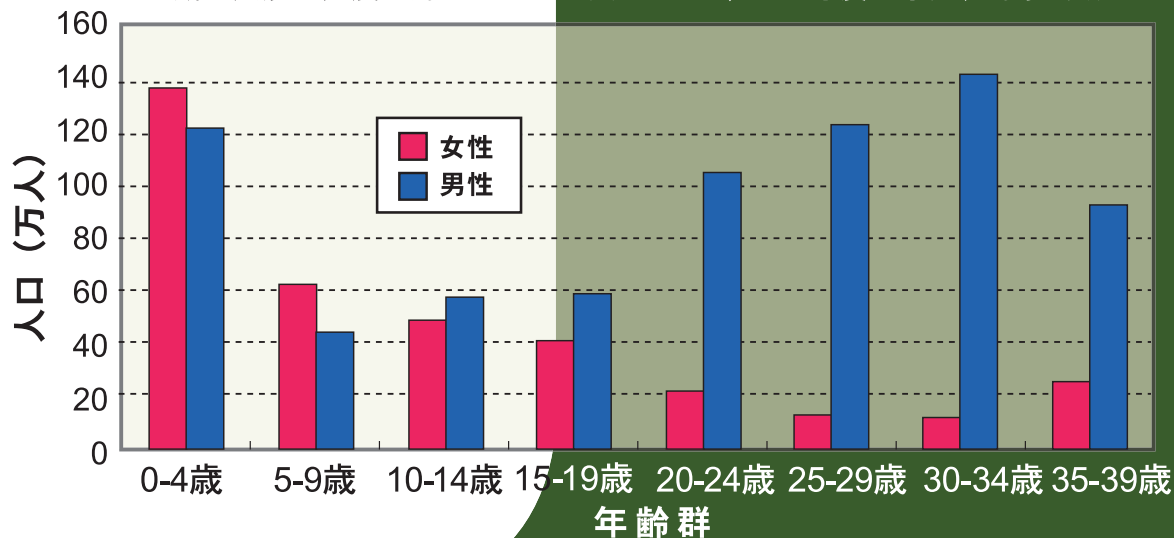
Tel: (03) 5285-1111 (代)

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>



風疹の免疫を持っていない人はどのくらいいるの？

0-39歳で風疹の免疫を持っていない人の推計（2001年度感染症流行予測調査より）



(地Ⅱ35)

平成 15 年 6 月 12 日

都道府県医師会

学校保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

雪 下 國 雄



経過措置期間内の風しんの予防接種の推進について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課より、別添の通り、都道府県教育委員会に対し、経過措置期間内の風しんの予防接種の推進についてと題し、平成6年の予防接種法の改正時に平成15年9月30日までの経過措置期間内は、「昭和54年4月2日から昭和62年10月1日までの間に生まれたものであって14歳以上の者」が風しんの予防接種の対象年齢層となりますので、経過措置期間が満了する前に、対象年齢層に対する経過措置の周知を行い、予防接種率の向上を図るよう通知をした旨連絡がありましたのでお知らせ申し上げます。

つきましては、本件に関しご了解いただくとともに、学校医に対し周知方よろしくお願いいたします。





事 務 連 絡

平成15年6月9日

社団法人日本医師会 御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

「経過措置期間内の風しんの予防接種の推進について（依頼）」

標記については、別添のとおり事務連絡を発出しましたので、貴会におかれましては、この趣旨を御理解いただき、学校医の指導助言のもとに適切に行われるよう特段の御配慮をお願いいたします。

（本件照会先）

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課
学校保健係

TEL：03-5253-4111（代）（内線2918）

事 務 連 絡
平成15年6月5日

各都道府県教育委員会学校保健主管課 御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

経過措置期間内の風しんの予防接種の推進について（依頼）

標記について、別紙（写）のとおり厚生労働省健康局結核感染症課から通知がありました。

については、平成6年の予防接種法の改正時に平成15年9月30日までの経過措置期間内は、「昭和54年4月2日から昭和62年10月1日までの間に生まれた者であって14歳以上の者」が風しんの予防接種の対象年齢層となりますので、経過措置期間が満了する前に、対象年齢層に対する経過措置の周知を行い、予防接種率の向上を図るよう適切な対応をお願いします。

また、各都道府県私立学校主管課、域内の市町村教育委員会及び所轄の学校等に対しても周知されるよう併せてお願いします。

（本件連絡先）

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課
学校保健係

TEL：03-5253-4111（代表）（内線2918）

FAX：03-3592-2960